# 資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月二十八日（金）

○１般案件（抜粋）

一´ 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の廃止について（決定）

一´ 生物多様性国家戦略二〇一二―二〇一〇について（決定）（環境省）

○国会提出案件

一´ 東日本大震災復興特別区域法に規定する国と地方の協議会における協議の経過及び内容に関する報告書について（決定）（復興庁）

# 公　告

諸　事　項

## 犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成24年10月２日　東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁立川支部　平成23年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成24年10月２日

３　終了決定をした理由

資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（26円）が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。

４　この公告に関する問い合わせ先

〒190―8544　東京都立川市緑町６番地の３
東京地方検察庁立川支部
被害回復給付金担当
電話番号　042―548―5055（代表）内線523

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（東京地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（東京地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

## 所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月２日

京橋税務署長　古川　達弘

届出した者　ラポール・ビジネスサービシズ・インク

事務所等の名称　ラポール・ビジネスサービシズ・インク

事務所等の所在地　東京都中央区銀座六丁目12番２号

責任者の氏名　濱田眞樹人

証明書の有効期限　平成28年３月４日

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月２日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

１　処分をした年月日　平成24年９月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　朝日建材工業株式会社　杉上　敬雄　香川県綾歌郡綾川町陶1500―63　国土交通大臣許可（般―23）第19134号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年８月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

## 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２４年（家）第１１２号**

青森市新町２丁目４番１号
申立人　青森県信用保証協会
本籍青森県むつ市大字奥内字近川８番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所青森県むつ市、死亡年月日平成19年５月31日、出生の場所青森県下北郡田名部町、出生年月日昭和11年８月25日、職業無職
被相続人　亡　杉山　　肅
事務所青森県むつ市金谷２丁目１―27　中央ビル２階
相続財産管理人　弁護士　石田　　純
青森家庭裁判所むつ出張所

**平成２４年（家）第９３０号**

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―７―５ソニックシティビル内
申立人　埼玉県信用保証協会
本籍東京都板橋区仲宿52番、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻6866番地、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日平成23年２月２日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和49年９月24日、職業学習塾経営
被相続人　亡　酒井　健一
事務所埼玉県さいたま市緑区道祖土３―17―23　浅香経営法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅香　　健
さいたま家庭裁判所

**平成２４年（家）第５１６号**

埼玉県川口市大字安行吉蔵４番地の10
申立人　太田　節子
本籍埼玉県春日部市一ノ割３丁目925番地５、最後の住所埼玉県春日部市一ノ割３丁目12番36号、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日平成24年１月21日から31日までの間、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和40年２月８日、職業不詳
被相続人　亡　太田　正人
事務所埼玉県春日部市中央１丁目51番地12
ハルキヤビル２階　春日部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内藤　貴幸
さいたま家庭裁判所越谷支部

**平成２４年（家）第６１８号**

東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍埼玉県狭山市入間川２丁目23番、最後の住所埼玉県狭山市入間川２丁目23番８号、死亡の場所埼玉県狭山市、死亡年月日平成23年12月14日、出生の場所埼玉県狭山市、出生年月日昭和36年３月20日、職業不詳
被相続人　亡　小川　　誠
事務所埼玉県狭山市大字水野818番地の７
狭山南法律事務所
相続財産管理人　弁護士　町田冨士雄
さいたま家庭裁判所川越支部